

和平建國

待望!



汪精衛氏を主席とする新中央政府を絶對的に擁護し、全幅的に支持する全臺灣の僑胞は、和平救國を旨として新政權の樹立促進運動に起ちあがつた。熱烈火と焔ゆる同志の意氣は、やがて誕生する新中國の前途に大いなる祝福を齎すであらう。

(寫眞は第二回全島華僑代表總會、團内は汪氏の特使施文石氏)

旬 間 日 誌

- 二月十一日(日) 紀元節、建國祭
 - ▽聖上 詔書を頒發、全國民の向ふ所を御明示あらせらる
 - ▽恩赦の大詔頒發、復讐令の恩典に浴すもの全國で四萬七千人、本島は三千四百名
 - 本島人の内地式姓名變更手續規定公布(府令)
- 二月十二日(月)
 - ▽日・蘭關係條約廢棄、帝國政府より和蘭へ通告・外務省情報部發表
 - ▽十五年度の貯蓄目標は更に百廿億へ
 - ▽獨蘇新通商協定成立・獨發表
- 二月十三日(火)
 - ▽聖旨奉讀決議案衆議院可決
 - ▽米糖配給統制規則公布施行
 - ▽日ソ兩國に中立法不適用の旨ハル國務長官書翰發表
- 二月十四日(水)
 - ▽山東半島沿岸、船舶出入禁止の旨北支海軍最高指揮官布告
 - ▽汪兆銘氏、西尾支那派遣軍總司令官と會談(上海)
 - 二月十五日(木)
 - ▽青少年雇入制限令施行規則公布
 - 臺灣は九月一日より實施
 - ▽ブルガリヤ國、キオセノバノフ内閣總辭職
 - 二月十六日(金)
 - ▽詔書奉讀、日常生活に守るべき具體的方策八項目、緊急轉動幹事會で決定
 - 昨年中基隆港の吞吐人數廿六萬三千餘人
 - ▽家族手當支給制度決定、書記官長談で發表
 - ▽アルゼンチン經濟使節團來朝
 - 二月十七日(土)
 - 昨年中、第三國向臺灣茶輸出九百萬圓突破
 - ▽重慶政府、新政權
- 二月十八日(日)
 - と合流の見込もありと柳川與重院總務長官衆議院で答辯
 - ▽銖後國民の獻金額、陸軍一億四十九萬九千圓、海軍四千二百七十二萬
 - ▽山東半島南端の要衝石島占領
- 二月十九日(月)
 - ▽外地統治の根本方針中、臺灣に就ては皇民化運動の徹底と南方發展の必要上、その工業化に努め日本全體の經濟に寄與したいと小磯拓相談會にて答辯
 - ▽魯東の敵本據 文登占領
- 二月二十日(火)
 - 聖旨奉讀、島民の日常心得につき總督、諭告發令
 - ▽非公式軍事參謀官會議開催
 - ▽浙東地區肅清完了、中支軍當局發表

皇紀二千六百年を迎ふる

南の據點臺灣

(其ノ五)

本島の特用作物

支那事變勃發以來茲に二年有半、此の未曾有の時局に際會し我國は目下國を擧げて聖戰目的遂行に力を傾倒して居るのであるが、之が達成の爲には政治、外交、經濟の各方面に亘り其の有機的連携を保持しつゝ軍事活動をして些少の不便をも感ぜしむることなく、又同時に戦後國民經濟の伸展に支障を齎すことなき様最善を盡すことが肝要である事は言ふ迄もない事であつて、國民たるものは凡ゆる艱難を耐へ忍んで此の聖業に邁進しなければならぬのである。

此の秋に當つて本島の農業に與へられたる特殊使命を再吟味すると共に本島の農業者が有する重大責務を再認識する事は極めて意義深いものがあるから茲にその概要を記述し度いと思ふが、紙面にも限りがあるので特に本島の農作物就中特用作物の栽培意義に就て記述する事にしやう。

帝國唯一の熱帯領土である本島は領土の直後からその熱と光を利用し、内地では栽培不可能な甘蔗農業を以て母國に貢獻して來たのであるが、之と併行して本邦に於ける主要食糧品である米の不足を補ふ意味

に於て、之が増産に主力を注ぎ此の二大農作物を中心に天與の好條件が加はり、更に當局の指導奨励と相俟つて今日の如き驚異的發展を遂げたのである。斯の如く本島農業は米及甘蔗を樞軸として發展伸長せるものであつて日本内地食糧問題に樂觀的見解を與へ、我國生産機構の一部分として母國に貢獻せる功績は極めて大であつた事は忘れられない處であらう。

然るにその後事情は漸次變化し昭和六年頃から我國は寧ろ米の過剰に苦しむ様な時代を現出するに至り、必然の結果として米價の暴落を來して内地農村を窮乏に導く様な状態に至つたので、政府に於ては或は米穀法の改正、或は米穀統制法の施行、更に進んでは米穀自治管理法の施行等凡ゆる對策を樹立し米穀統制の實を擧げることになり、之に依つて米穀の減産を圖ると共に一面臺灣農業の米作偏重を矯め、農業を多角的經營に誘導し、農家經濟の安定を圖り、且つ年々多額の輸入を見てゐるこれら作物より生産せられる工業原料の可及的増産に資することとなつたのである。此の代作實施に依る米の減産量は昭和十二年度に於ては一九〇萬石と推定せられて居り、以てその効果の一端を察知し得るのであるが、更に興味ある問題は此の代作時代に於ける黄麻、苧麻、棉花、蓖麻の奨励こそ實に今日の大を爲せる特用作物栽培の基礎を形成せるものであり、技術的練磨の絶好の機會を附與されたと言ふ點であらう。

茲に於て臺灣總督府も内地の政策に即應して從來の米作偏重傾向を是正し、寧ろ米の生産を適當に抑制して移出米の出廻を調整することとなつたのであるが、就中注目し値することはその方策の一として水稻代作の奨励を行つたことである。即ち昭和九年度から水田に甘蔗、甘藷、黄麻、棉花、苧麻、蓖麻等の特殊農作物を奨励することとなり、之に依つて米穀の減産を圖ると共に一面臺灣農業の米作偏重を矯め、農業を多角的經營に誘導し、農家經濟の安定を圖り、且つ年々多額の輸入を見てゐるこれら作物より生産せられる工業原料の可及的増産に資することとなつたのである。此の代作實施に依る米の減産量は昭和十二年度に於ては一九〇萬石と推定せられて居り、以てその効果の一端を察知し得るのであるが、更に興味ある問題は此の代作時代に於ける黄麻、苧麻、棉花、蓖麻の奨励こそ實に今日の大を爲せる特用作物栽培の基礎を形成せるものであり、技術的練磨の絶好の機會を附與されたと言ふ點であらう。

さて斯の如き米穀統制時代を續けてゐる間に内外の經濟情勢は刻々と變化し、自由經濟の時代は既に過

去のものとなり、統制経済と言はんよりは寧ろ計畫經濟の世となつて來たのであるが、斯る情勢に則して本島に於ける重要産業の調和的發展を圖り、農家經濟の安定向上を期すると共に本島特有の産業的使命を全うして行く爲には恒久的且合理的な米穀政策を確立する事が必要となり、其の結果昭和十四年度より所謂米管（米穀移出管理）の實施を見るに至つたのである。米管の趣旨、實施迄の經過、實施後の状況等は餘りにも世人の記憶に新しく多言を要しないことと思はれるので茲には省略することとしよう。

支那事變第三年目を迎へた昭和十四年に於て政府は第七十四帝國議會の要望に基き、戦時下食糧政策の強化を圖るため、内外地を通ずる米の増産計畫を樹立し、本島に對しては昭和十五年米穀年度（昭和十四年第二期作及昭和十五年第一期作）に於て、米管實施に依る増産計畫九、五三九、〇六一石の外尙五〇萬石の供給米を増産すべく要望があつたのである。

個々米管着手と時を同じくして此の大増産を實行することとなり、多年制肘に甘んじて來た米作技術を思ふがまゝに發揮する機會を得たのも何かの因縁であらう。

總督府は地方廳と協力し農民の奮起を要望して指導獎勵に努めた結果、昭和十四年第二期作は五二一萬石と言ふ未曾有の増收を挙げ、折柄米不足に悩む内地の市場をも潤すことの出來たことは誠に欣快に堪えない次第であるが、更に十五年第一期作に於ても以上の良成績を舉げて割當生産高を確保し有終の美を爲したいものである。

斯の如く臺灣産米が内地に對し貢獻する所の大なる點は今も昔も變りがないのであつて、寧ろ世間の常識ともなつてゐる位であるから詳説を避け、以下本稿の主要目的たる新興特用作物の栽培意義に付て記述する事にしよう。

抑々本島の農業は本島が我國唯一の熱帯領土であると言ふ點に特殊な意義を持つものである。即ち我國の領土内で本島でなくては栽培不可能、又は不適な國家的有用作物が數多くあり、而も夫等の作物から生産される物資たるや従來我國では巨額の輸入を外國に仰いでゐると言ふ事實を知る丈でも本島農業の進路は自ら明かにならなければならぬ道理であらう。只米糖二大産業に傾倒し來つた過去に於ては積極的に之等の作物を導入し得る餘裕が少く、且つ栽培收支上に於ても難點のあつたことは否み難い事實である。然し前にも述べた如く昭和九年から昭和十二年に至る米穀統制時代に、水田代作として黄麻、苧麻、棉花、苧麻等の栽培を奨励し始めてから、之等の作物に對する栽培技術の經驗は急速に深められ、農民の認識も新たなものとなり、當局の獎勵施設や企業家の進出と相俟つて漸次産業としての地歩を占むるに至つた。

時宛も支那事變の勃發に遭ひ、戦時體制は頓に強化せられ、爲替管理に依つて物資の輸入は極度に壓縮せらるゝに至つた結果、原産地を國外に置く前記各作物の重要性が俄に増大したことは當然の歸結であり、之が増産獎勵は夫々の立場から強化され今日見るが如き飛躍的進展を遂げたのである。

元より今日の大を爲せる所以は時局のもたらせる結果とも謂はば言ひ得べく、之を以て臺灣に於ける特用作物は確固たる地歩を占め得たりとは稱し難き事勿論であるが、此の機會に於て栽培技術の練磨と指導精神の確立を圖り得れば、獎勵の前途には輝かしい光明を見出し得ることであらうと思はれる。

以下各作物に付て概述する事にしよう。

黄麻

黄麻は米、砂糖を初め、本島主要農産物の包装ガンニ袋の原料として必要不可欠の事の出來ないものであるばかりでなく、内地に於ても纖維工業原料として重要な地位にあつて用途は頗

る廣いのである。然るに黄麻の國內に於ける供給は内地に於て約六百町歩内外の作付面積があるけれども、専ら機表その他の蘭産の縦糸として用ひられ、紡績原料に供されるだけのものはなく、本島産黄麻が従來僅かに紡績原料として用ひられて来たが、尙年五千萬斤、價額一千萬圓の原料を輸入し、その上に製品として輸入額四百萬圓を合算すると實に一千四百萬圓の巨額に達するのである。輸入國別に見れば英領印度より原料黄麻のみでも我が國全輸入量の約七割を輸入し、次で中華民國、滿洲國からは二割強の輸入となつてゐる。このやうに大部分の供給を一國のみを求めることは頗る不安であるのであつて、これを頼つて本島に於ける黄麻の栽培について見ると、その沿革は古く支那人の移住と共に始まり、繩や黄麻布等に用ひられてきたが、領臺後はその用途も大いに開け需要は頗る増加したのである。然るに最近まで農家は依然として殆んど自家消費のために生産するに止つていたので、その生産量は増加してゐると云ふものの、本島に於ける需要の急激なる膨脹には比較にはならないのである。これは黄麻が本島の風土に適しないためではなく米・甘蔗等の有利な作物に依つて壓迫されたのと、他面には安價な印度黄麻に壓倒されてきたことに因るのである。總督府に於ては黄麻が本邦の重要工業原料であるのと、一面本島農産物の包装用として多額の需要があるのに鑑み、昭和九年よりは米穀對策の一施設として代作獎勵をなすに當つて苧麻・苧麻等と共に黄麻を代作物の一に加へ田地栽培を獎勵したのである。そのために明治三十三年の黄麻作付面積一千百餘甲（生産高百四十八萬餘斤）より三十四年を經過した昭和八年には僅かに三千餘甲（八百七十九萬斤）となつたに過ぎなかつたものが、昭和九年には一躍五千二百餘甲（千五百八十一萬餘斤）に増加し、更に昭和十三年に於ては作付面積八千六百甲、收穫高二千三百餘萬斤（内精洗麻八百萬斤）と云ふ著しい進展を示してきたのであるが、支那事變の勃發以來黄麻の輸入は極度に壓縮せらるるに至り、麻袋

製造原料の供給逼迫を來す情勢となつたので、總督府は昭和十四年度に於ては獎勵面積を一舉に二萬五千五百甲に増加し、特に麻袋原料たる精洗麻の増産に力を注いだ結果、收穫高は精洗麻だけで二千萬斤以上に達する見込である。尙將來の目標としては本邦に於ける現在の黄麻、並に製品輸入の全量を防遏すべく増産十箇年計畫を樹立してゐるが、之に依れば最終年度たる昭和二十三年に於て生産高を八千五百萬斤に達せしむる様、甲當收量の増加を圖ることとなつて居るのであつて、之が達成のためには尙品種の改良、耕種法並に製織法の改善等に就て考究すべき餘地が多いことと思はれるのである。

苧麻

苧麻は製麻原料として亞麻、黄麻と共に重要な物資であるが、苧麻の生産は臺灣内地各約二百餘萬斤計四百餘萬斤だけであつて、その位では需要の一部を充すにしか過ぎず、大部分はこれを支那よりの輸入に仰いでゐる状態であり、その數量は昭和十二年には一千五百萬斤、價額四百萬圓に及んだのである。苧麻の製品は軍用品として被服、天幕、甲板雨覆、武器覆、擔架、雜囊、綱索等に使用されるのであるが、斯くの如き軍需的價值あるものの大部分を一外國のみに仰ぐことは甚だ不安であるから、自給自足することは刻下の急務である。内地は苧麻輸入防遏の目的を以て既に昭和五年から獎勵に着手したが、苧麻の需要は逐年増加の趨勢にあるので、國內で自給を講ずるためには内外地を通じ増産を圖らなければならないのである。頼つて本島に於ける苧麻の栽培について見ると、領臺當初は對岸南支への重要交易品の一として重きをなし、生産高の大部分を輸出する状態であつたが、領臺後は米、甘蔗等の有利農作物の普及に依りその生産は次第に廢れて、昭和八年には領臺當時に比べてその栽培面積は約八割に過ぎない状態となつたのであるが、偶々昭和九年米穀對策の一施設として總督府に於ては黄麻、苧麻等と共に苧麻を米作の代作物として獎勵に乗出した結果、再びその栽培の氣運が起つたのと、島内苧麻紡

績工業が進展したことに依つて、現在は栽培面積が増加の傾向となつた譯である。本島は天然條件が苧麻の栽培に好適し、苧麻の品質も亦優良であるばかりでなく、單位面積収量が遙かに多く、栽培沿革も亦古いのであるから、増殖を圖ることは容易であるから、茲に於て臺灣總督府は大いに苧麻の増殖を奨励し、その上内地と相協力して速かに自給の域に達せしめるために、十箇年増産計畫を樹てるに至つたのである。即ち十箇年後である昭和二十三年に於て作付面積を現在の一千六百甲から五千五百甲に増加せしめて、漸次甲當収量を向上して生産高については現在の百二十斤から一千二百萬斤に達せしめんとするものであるが、之が達成のためには品種の改良、耕種法、並に製織法の改善に付て一段の努力を要しなければならぬことは勿論である。

苧麻

我が國に於ける苧麻の栽培は朝鮮に於て約二千二百町に及ぶが、これらは自家消費に充てられるものであつて、内地に於ける工業原料は全部輸入に仰いでをり、その數量は近年頗る増加し、昭和十一年の如きは五千萬斤、五百五十萬圓に及び、その六割以上は滿洲國から輸入せられるものであるが、その他の諸國即ち蘭領印度、英領印度、暹羅等から輸入されるものだけでも一千八百萬斤、二百十萬圓に及んでゐるのである。

滿洲國からの輸入が逐年増加の傾向にあることは日滿經濟プロツクの上から見て眞に慶ぶべき状態であるけれども、今後航空事業の發達に伴ひ需要が増加するであらうことは論を俟たない處である。それで我が國に於てもこれが増産を圖らなければならないのであるが、曠つて本島に於ける苧麻栽培状況を見ると、野生種が全島到る所に繁茂してをり、適作物であることは明であつたが未だ栽培の氣運に至らなかつたのである。そこで中央研究所農業部（現在は農業試験所）に於ては苧麻の重要性に鑑み、大いに優良品種

（佐久間種）を選出すると共に、耕種法を研究して昭和九年度に原種圃を設置し、各州廳に種子を配布してその増殖を助長したのである。

偶々昭和九年總督府では米穀對策の一施設として代作奨励をなすに當つて、苧麻、黃麻と共に苧麻を代作物の一に加へて、田地栽培を奨励したのである。又これと共に製油工場の設置を助成した結果、苧麻の市場價額も著しく安定し、漸く増産するの氣運に向つたのである。殊に昭和十二年から時局に對處するため苧麻栽培の愛國運動を行つた結果、昭和十一年——甲に過ぎなかつたものが昭和十三年には一躍——甲に増加した。現在本島に於ける奨励品種は佐久間種であり、品質は頗る優良で含油率は實に五二・九%に及んでゐる。將來此が耕種法の指導を徹底すれば増産は極めて容易であると見られてゐる。茲に於て總督府では本邦に對する滿洲國以外の諸國からの現在の苧麻子輸入全量の防遏をなすべく、その生産増加を圖ることとなり十箇年計畫を樹立した次第である。

棉花

棉花紡績は我が國工業の大宗であるが、我が國內では原料棉花の生産は朝鮮に僅かに七千六百餘萬斤あるのみで、殆んどその全部を海外特に英領印度、北米合衆國に仰ぎ、その輸入は昭和十二年には十三億斤、八億五千萬圓に及び、戦時は元より平時でも原料上の不安に脅かされてゐることは誠に寒心に堪えない處である。それで夙に棉花の自給策を講じ、供給源を確保することの必要なことは各方面で高唱され、既に朝鮮では昭和八年以降二十箇年計畫を以て二億斤（實棉六億斤）増産計畫を樹立し、著々實績を擧げて來たが、昭和十二年度から更にこれを三億五千萬斤（實棉十億五千萬斤）計畫に更改して奨励を一層積極化し、内地に於ても棉花栽培の奨励を開始したのである。又滿洲では建國後早くも日滿棉花協會を設立し、積極的に棉作擴張を企て目下著々進捗中である。

翻つて本島に於ける棉花栽培の沿革を見ると、大正三年臺南州下に棉花栽培組合が設立されて以來大正六年に至るまで稍々大規模な栽培を行つたことがあるが、當時は尙棉作に對する試験研究は充分でなかつたため、右の栽培は結局失敗に終つたのである。次で臺南農事試験場は昭和六年以來本島に適する品種の選擇と耕種技術に成功し優秀な成績を収めたので、總督府はこれに鑑み棉作の有望であることを確めたのであるが既往に於ける失敗の歴史に省み、先づ一般農家の試作の結果に問ふてその方針を決定することが安全であると云ふ計畫の下に、昭和九年から毎年繼續して臺南、高雄兩州下の各地に棉作指導團を設立し官廳の指導の下に農家に試作を行はしめたところこれ亦良成績を得たのである。茲に於て臺灣總督府でも國策に順應し十箇年計畫を樹立し、棉花の生産を圖ると共に更に本島棉作の安定確立を俟つて、臺灣と氣候風土が同じである南支南洋に我が資本と技術を移し、彼地を我が國の原棉供給地たらしめようとの遠大な計畫を樹て、これに適當な指導を加へ以て棉作國策の基礎を鞏固にし、南方諸國との經濟提携を一層緊密にし、動もすれば行詰らんとする本邦商權の擴張と國交との調整とに寄與せんとする方針をとつてゐるのである。然し増産計畫の目標とする處は最終年度である昭和二十三年に於ける作付面積を七萬五千甲に達せしめ、約一億萬斤の收穫(實棉)を擧げやうとするものなのであるが、之が達成のためには優良品種の普及、棉作技術の改善等に俟つものがあるだけでなく、農民の棉作に對する理解を一層深からしめ進んで此の國策的見地に順應せしむる様指導を徹底する事が緊要であると考へられるのである。

改正金使用規則に就て

殖産局 鑛務課

臺灣に於ては戦時下に於ける金の重要性に鑑み、昭和十二年十二月産金法第十一條に基づき府令を以て金使用規則を制定し、品位九金以上の金製品の製造及表装用、印刷用、製本用、廣告用等の金使用を禁止し、之に依て金の消費節約を圖つたのであるが、更に之を強化する爲同十三年九月改正規則を公布し、金を用ひた製品は醫療用として必要已むを得ぬものを除き品位の如何を問はず總て其の製造には臺灣總督の許可を要することとし今日に至つた。

金使用規則

昭和十五年二月二十六日 府令第二十四號

- 第一條 金ヲ用ヒタル製品(金ヲ含ム合金、金線、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物並ニ此等ヲ用ヒタル製品ヲ含ム以下同ジ)ハ當分ノ内之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ臺灣總督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケンタル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
 - 二 製品ノ種類、數量及價額
 - 三 材料トシテ金地金(金ヲ含ム合金、金線及價金ヲ含ム以下同ジ)ヲ用スル場合ハ其ノ金ノ品位及純量
 - 四 材料トシテ金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ヲ用スル場合ハ其ノ數量、種類及價額並ニ含有ス

用規則を全面的に改正することになつたのである。

改正規則の内容は二月二十六日附府報掲載の法文によつて承知願ひたいが、其の改正になつた重要點を述べると左の通りである。

- (一) 金を用いた製品の製造及物の加工、修繕の爲に金を使用することは當分の内醫療用として必要已むを得ないもの以外は臺灣總督の許可無くして之を製し得ないことは改正前と同様であるが
- (二) 臺灣總督の金地金使用又は譲受の許可を受けたる者
- (三) 臺灣總督の許可を受け發行する金地金の使用券を所有する者

右に列挙した以外の者に譲渡することを得ないこととしたこと

- (一) 從來は金地金の賣買業を営む場合は臺灣總督に届出でるだけであつたのであるが、今回之を指定制度に改めた。従て舊規則に依つて認められた金地金賣買業者は本規則の施行によつて新に指定申請書を提出し、指定證の交付を受ける
- (二) 右に列挙した以外の者に譲渡し得ないばかりでなく、右に列挙した以外の者が譲渡を受けることも出来ないこととしたこと
- (三) 右の制限は單に金地金等の賣買業者ばかりで無く一般人にも適用されること

が本改正の最も重要な點である即ち之に依り

- (一) 從來は金地金の賣買業を営む場合は臺灣總督に届出でるだけであつたのであるが、今回之を指定制度に改めた。従て舊規則に依つて認められた金地金賣買業者は本規則の施行によつて新に指定申請書を提出し、指定證の交付を受ける

ことを要する。

- (二) 次に規則改正前に於ては齒科醫療金の使用は原則として臺灣齒科醫師會及各齒科醫師の自肅的節約に委ねてゐたのであるが、改正規則では臺灣齒科醫師會より會員に對し齒科醫療金の使用券を發行せしむることとした。

- (三) 更に舊規則で譲渡を制限したのは金地金であつたが、今回は之を金張金地、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物の譲渡先をも限定したこと、並に從來は譲渡する者特に賣買業者の取引を制限した規定であつたが、改正規則では賣買業者のみならず一般人の金の譲渡に關して制限をし、而も譲渡の相手方を限定したのみならず、譲渡を受け得る者をも限定することにした點に特に注意して欲しい。

金使用規則概説

第一 金を用ひたる製品の製造許可制度

金を用ひたる製品は當分の内醫療用として必要已むを得ざるもの以外は臺灣總督の許可なくして之を製造するを得ないことは從來の通りである。(第一條)

- (イ) 金を用ひたる製品の意義
茲に金を用ひたる製品とは金を含む合金、金鍍、金張金地、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液、金化合物及之等を用ひたる製品を謂ふのである。
- (ロ) 臺灣總督の許可なくしては、金

一三

- ル金ノ純量
- 第三號又ハ前號ノ材料タル金ノ調達方法(買入ル場合ハ其ノ買入先ノ住所及氏名又ハ商號)
- 製造ノ期間
- 製造ヲ必要トスル事由
- 申請ノ時ニ於ケル同種製品ノ手許保有高
- 製品ヲ輸出スルモノナルトキハ其ノ輸出先及最近一年間ノ輸出先因別輸出實績
- 從業員ノ員數 製造能力等營業ノ規模ヲ知ルニ足ル資料其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 當分ノ内物ノ加工又ハ修繕ノ爲ニ金ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ臺灣總督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前條ノ規定ハ前項但書ノ許可ヲ受ケテ左ニ掲グル者ニ之ヲ準用ス
- 左ニ掲グル者以外ノ者ニ金地金ヲ譲渡セントスル者ハ臺灣總督ノ許可ヲ受ケタベシ
- 政府又ハ臺灣總督ノ指定スル者
- 金地金ノ使用又ハ譲受ニ付臺灣總督ノ許可ヲ受ケタル者

- 臺灣總督ノ許可ヲ受ケ發行スル金地金ノ使用券ヲ所有スル者
- 前項第二號又ハ第三號ニ掲グル者ニ金地金ヲ譲渡シタル者ハ金地金ノ使用者ハ譲受ノ許可證又ハ使用券ニ讓渡年月日、種類、數量、價額及自己ノ氏名又ハ商號ヲ裏書スベシ

- 前條第一項各號ニ掲グル者以外ノ者ハ金地金ヲ譲受タルコトヲ得ズ
- 金地金ノ賣買ヲ業トスル者

- 第四條第一項第一號ノ指定ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル指定申請書正副二通ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 申請者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
- 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名
- 營業所ノ所在地
- 最近一年間ノ金地金ノ月別賣買實績
- 金地金ノ賣買ヲ業トスル者ニシテ臺灣總督ノ指定ヲ受ケタルモノ(以下ニ掲グル指定金地金賣買業者ト

一三

を用ひたる製品は醫療用として必要已むを得ざるもの以外は金の品位の如何を問はず、又金張のもの、金箔、金糸、金粉、金鍍金液の物等總て製造するを得ない。

(ハ) 例外

醫療用として金を使用する場合は右の例外をなすのであるが、此の場合と雖必要已むを得ざるものに限られること勿論である。

醫療用金を使用するものとして必要已むを得ざるものと認めらるるものは現在殆んど齒科醫療の場合に限られると思はれるが、此の場合に於ても齒科醫師は本規則の趣旨を充分認識の上醫療上眞に已むを得ざる場合に限り使用すべきは謂ふ迄もないのであつて、將來代用品の有效的使用に對し充分なる研究を希望する次第である。

(ニ) 制限は業者に限らぬ

(ホ) 製造許可申請手續

金を用ひたる製品の製造許可制度は、其の製造を業とする者に止まらず一般人にも適用せられ之に違反すれば處罰を受けるのである製造許可申請手續

第二 金使用加工修繕許可制度

當分の内物の加工修繕の爲に金を使用することは醫療用として已むを得ざるものを除くの外臺灣總督の許可を受けねばならぬことは改正前と

同様である。(第三條)

第三 金の讓渡先制限制度

金使用の適正及金集中の實を擧ぐる爲には金の讓渡先を政府及之を使用する者等に限定することを必要とする。之が今般規則改正の主たる目的であり且最も重要な點である。而して限定を受くものは單に金地金に限らず金箔、金糸、金粉等第十一條所定の如く其の範圍は擴大せられてゐる。

(一) 金地金讓渡先限定制度

金地金の讓渡先は原則として左に掲ぐる者に限られ其の他の者に之を讓渡する場合は臺灣總督の許可を要する。(第四條)

(1) 政府又は臺灣總督の指定する者

(2) 臺灣總督の金地金使用の許可

を受けたる者

(3) 臺灣總督の金地金讓渡の許可を受けたる者

(4) 臺灣總督の許可を受け發行する金地金の使用券を所有する者

右の如く金地金は賣買業者たる一般人たるを問はず何人と雖臺灣總督の許可なくしては前記(1)乃至(4)の者以外には讓渡するを得ない。違反すれば讓渡したる者及讓渡したる者孰れも罰則の適用を受ける。

舊規則に於ては金地金の賣買業を営む場合は臺灣總督の許可を受けることを要しなかつたのであるが、本規則に於ては金地金の賣買業に關しては臺灣總督の指定を要することとし、此の指定を受けたる者を本規則では指定金地金賣買業者と謂ふ。従つて將來臺灣に於て金地金賣買業の指定を受けたる者

一四

稱ス)ハ前項第一號、第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル届出書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第七條 指定金地金賣買業者ハ帳簿ヲ備ヘ日々ノ金地金ノ取得、處分及保有ニ關スル一切ノ事項ヲ整理且明瞭ニ記載スベシ
第八條 指定金地金賣買業者ハ各月ノ金地金ノ取得、處分及保有ノ狀況ヲ別記様式ニ依リ記載シタル報告書ヲ翌月十日迄ニ臺灣總督ニ提出スベシ

第九條 第一條但書及第三條但書ノ規定ニ依リ醫療用ニ供スルモノヲ製造、加工又ハ修繕スル爲に金地金ヲ使用セントスル者(以下醫療用金地金使用者ト稱ス)ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
二 法人ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名

三 診療所ノ所在地

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル届出書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

第十條 第七條及第八條ノ規定ハ醫療用金地金使用者ニ關シ之ヲ準用ス

第十一條 第四條及第五條ノ規定ハ金張地金、金箔、金糸、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ニ關シ第六條乃至第八條ノ規定ハ金張地金、金箔、金糸、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ノ賣買業者トスル者ニ關シ之ヲ準用ス

第十二條 臺灣總督ハ必要アリト認ムルトキハ金ヲ用ヒタル製品ヲ製造スル者ニ對シ金ノ使用量又ハ其ノ製品ノ種類若ハ數量ヲ制限スルコトヲ得
臺灣總督ハ必要アリト認ムルトキハ金地金、金張地金、金箔、金糸、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ノ賣買ニ關シ價格、數量又ハ取

一五

に非ざれば之が賣買を爲すを得ないから、從來舊規則に依つて認められたる金地金販賣業者は本規則施行の日より當然失格することとなる。

本規則に基き金地金買業者の指定を受けんとする者は第六條の規定に依り指定申請書を正副二通臺灣總督に提出せねばならぬ。(金地金以外のもの即ち第十一條列挙のものに準ずる)臺灣總督は之を審査し適當と認めたる時は指定證を交付する。指定證を受けたる者は此の指定證を店頭又は店内に掲示せしめることとする。

次に第四條、第三號に於ける「臺灣總督の許可を受け發行する金地金の使用券を所有する者」とは規則本文の上では明らかでないが、齒科醫師を意味するのである。舊規則に於ては齒科用

引ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

附則

- 第十三條 本令ハ昭和十五年三月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十四條 金地金ノ賣買ヲ業トスル者(店舗ヲ設ケザル者ヲ含ム)ノ店舗ヲ設ケ金地金ノ賣買ヲ業トスル者ニ對シ金地金ノ讓渡及金地金ノ賣買ヲ業トスル者ニ對シ金地金ノ讓渡ニ關シテハ昭和十五年三月二十五日迄ニ限り第四條及第五條ノ規定ヲ適用セズ
- 第十五條 前條ノ規定ハ金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物ノ讓渡ニ關シテハ昭和十五年三月二十五日ニ限り之ヲ準用ス

- (一) 内地同様原則として臺灣齒科醫師會及各齒科醫師の自肅的節約に委ねてゐたのであるが、一般齒科用金に關しても政府の監督を要する爲改正規則では之を法制化し臺灣齒科醫師會に加入せる齒科醫師の齒科用金關しては臺灣總督より同會長に對し金使用券の發行許可の權限を與へ、同會長は之に基き各會員の齒科用金を統制處理し、他面同會未加入者及官公衛其他開業齒科醫師の經營に屬せざる診療所の使用する齒科用金に關しては地方長官に之が發行を許可し、之に基き州知事又は廳長より金使用券を交付することとした。
- (二) 金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物の讓渡先限定制度

金關係物の讓渡先限定制度は金地金のみ拘らず其の他の物(第十一條列挙の物)にも準用せられる。「従つて金地金讓渡先限定制度」に述べたる事項と同様なる制限を受けることとなる。

第四 金地金等賣業者指定申請手續

金地金の賣買業を営まんとする者は第六條の規定に依り指定申請書正副二通を臺灣總督に提出すべきは前述せる通であるが、金地金以外の金張地金、金絲、金箔、金粉等第十一條所定の物の賣買を業とせんとする者も金地金の場合と同様であつて、之等數種の物の賣買業を營まんとする者は其の種目を同一申請書に列挙して提出すればよい。指定業者の賣買し得る物は指定を受けたる種類の物に限られ、指定以外の物の賣買は許されない。而して之等の業者は指定物の賣買は可能であるが、其の物を用ひ製造、修繕又は加工することを許されなからず勿論である。換言すれば金の賣買業者は指定金地金賣業者、指定金箔賣業者、指定金絲賣業者、指定金液賣業者、指定金張地金賣業者、指定金鍍金液賣業者

業者、指定金化合物賣業者として夫々單獨に指定せられる場合も考へ得るの外、之等の複合に對して指定せられる場合も有り得る事になる。

第五 指定金地金賣業者等の帳簿の備付及報告義務

指定賣業者は帳簿を備へ日別の金地金其他指定を受けたる物の買入、賣却先其他の取得、處分及保有に關する一切の事項を瞭然明瞭に記載することを要する(第七條)の外毎日其期間内に於ける取得、處分及保有の狀況を指定様式(府報三月二十六日記載)に依り記載したる報告書を作成し、毎月十日までに臺灣總督に届出ねばならぬ(第八條)尙茲に注意を要するは此の報告書は各指定金關係物毎に(例へば金地金、金箔、金絲等)別紙に記載するを要する(第十一條後段、府報記載様式注意)

第六 醫療用金地金使用者の届出、帳簿備付及報告義務

(一) 届出義務
本島に於ては醫療用に金を使用する爲必要にむを得ぬ場合は専ら齒科醫療に就いて考へられる

が、齒科醫師は開業醫たるを問はず第九條の規定に依り届出書を提出せねばならぬ。其の變更、廢止ありたる場合も同様である。尙官廳其他公益法人等一般開業齒科醫師の經營に屬せざる齒科診療所に在りては其の經營主體たる者が届出をなすべきである。此の事は報告義務に關しても同様である。

(二) 帳簿備付及報告書提出義務

醫療用金地金使用者も第七條の帳簿備付及第八條の報告義務に付ては指定賣買業者と同様である。(第十條)

第七 金製品の種類、金使用量及價格等の指定

臺灣總督は必要ありと認むるときは金を用ひたる製品を製造する者に對し、金の使用量又は製品の種類若は數量を制限することを得る。又必要に應じては金地金は勿論金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又は金化合物に付てもその賣買價格、數量又は取引方法を指定することを得るのである。(第十二條)

第八 經過規定

從來店舗を設け又は店舗を設けずして金地金の賣買を業とする者が、店舗を有する金地金の賣買業者に之を讓渡する場合及右業者に非ざる一般人が、金地金賣買業者に金地金を讓渡することに關しては、金集中其他の爲の本規則が公布せられても本年三月二十五日迄は第四條及第五條の適用を受けない。從つて右に關する限り指定を受けざる從來の賣買業者に賣却することも自由であり(第十四條)又此の事は金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又は金化合物に關しても金地金と同様である。(第十五條)

第九 罰則

本使用規則は産金法第十一條、同條ノ二及第十二條の規定に基いて制定せられたものであるから、從つて本規則の規定に違反すれば五千圓以下又は五百圓以下の罰金に處せられる。(産金法第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條)

★華僑情報

第二回全島華僑代表總會

聖戰第四年目、凡ゆる艱難を排して汪兆銘氏を主席とする新中央政府も愈々誕生間近かに迫り、和平救國の熱情止みがたく在臺五萬餘の僑胞を有する臺灣華僑新民總公會では汪氏の特使施文石、藍家精諸氏を迎へ二月二十三日臺北市蓬萊閣に於て全島各地華僑代表多數參集し、來賓及臨席官列席の下に第二回全島總會に引續き和平建國大會が開催された。

群集和平傘下、「四億民衆趨向建國軍中」の聯對標語や宣言、決議文が掲げられ、先づ第二回總會は定刻一同起立して國旗敬禮、皇居遙拜、東亞新秩序建設犠牲者に對する默禱並に皇軍の武運長久を祈つて容會長登壇、開會の辭を宣し、十四年度決算報告、十五年度豫算の承認等を経て地方公會建議事項の審議に入れば、臺北公會提出に係る和平建國大會開催の件等絶賛を浴びて滿場拍手裡に可決した。

て拍手裡に夫々可決し新政權擁護の態度を一段と強く表明した後、更に高雄代表黃再德氏は中央黨部秘書長褚民誼氏を始め各方面より寄せられた祝電を披露し、續いて來賓井原州外事課長、藍家精氏、施文石氏等の祝辭あり、最後に萬歳を三唱して盛會裡に終了した。

宣言

邇れば盧溝橋事件に端を發し、日華戰端を開きて既に二三年の月日を費したるは、是れ黃色民族の不幸なり、重慶政府は自己の力量を顧みず共產黨の煽動に乗せられ、あたかも人民を塗炭の苦に陥し入れたるは痛恨の至なり。幸なる哉汪先生は今度自己の危険を顧みず、和平建國の力



★第二回全島華僑代表總會・建國大會主席於日華三歲唱熱熱的

唱に出馬せり、吾等在臺五萬の華僑は汪先生の主張に對し至誠の念を以て擁護し、且つ實力を以て後盾となり、中央新政權の早期樹立を促すは吾人の切望し止まぬ次第なり。

右宣言す

決議

惟ふに我が日華は兄弟の邦柄なり、同文同種にして鶴群相争はば漁人に利を得せしむるは是れ免れ難き事なり、今幸に我が汪先生の先見の明を以て身の危険を顧みず和平救國に出馬せり、吾等五萬僑胞は汪先生の和平主旨に對し、絶對的に擁護し全幅に支持し、中央新政權の樹立を促進し以て日華兩國々々の調整

の一日も早からん事を皆共に之に協力せん事を期す。

汪精衛先生擁護電文

上海中華日報館氣付

中央委員會汪精衛先生臺鑒、重慶政府は共產黨の煽惑を受け徒らに抗戦を好み、空前の慘禍を醸して人民を顧みず、妻子を離散せしめ住むに家なく人命を奪ひたり。在外の僑胞又何の罪かあらん、法權を悉く失ひ且つ無國者たるの嘆きを抱かしめたるは既に幾月の事となれり、今や幸にして汪主席は危険を辭さず和平唱導に出馬し獨立平等を失はざる原則にて日本帝國と相互諒解の下に共同提携、救民に盡瘁せらるゝは實に四海同慶の至

りなり、本會は全島五萬華僑を引率し實力を以て後盾となり絶對的擁護するものなり。

和平建國大會

臺灣華僑新民公會々々

容 建 麟

全島華僑公會會長懇親會

本府情報部の指導監督下にある共榮會は日華親善の連携機關として、夙に南支各主要地に於て夫々宣傳、宣撫等の文化工作に活動しつゝあるが、特に内外華僑の指導助成等に全力を盡してゐた處、二月二十三日臺北に於て全島華僑代表總會の機会に各公會長及關係者約六十名を招き

二月二十四日正午から臺北市公會堂に於て懇親會を開催した。

先づ新田共榮會主事が共榮會の組織使命、事業等を説明し各位が新東亞建設の爲に奮闘せられてゐる辛勞を謝し、今後は激濁たる意氣を以て聖業遂行に一致協力邁進せられたき旨を強調し、之に對し容總公會長の謝辭あつて饗餐に移つた。

席の途中で新政權及共榮會の爲乾杯し、續いて藍家精氏より四億民衆の爲汪氏の眞摯なる活動と辛苦を述べ、併せて上海の實狀、日本軍の溫き難民救助、外人の經濟搾取と阿片、賭博の惡劣な行爲を批判し、更に施文石氏は民國革命は専ら日本の

援助に依つて爲し遂げられたものであり、且つ東亞の現狀と日本の國力を考へて理窟なしに日本を東亞の盟主に仰ぎ、眞に新東亞の建設に努力すべく且つ之が孫總理の遺志である旨を強調した。

臺南代表張相氏は如何にして今日の光榮と感激に酬ゆべきか、恒春代表林守良氏は臺灣及日本の實情を最も知る在臺華僑として郷里及南洋華僑に積極的に宣傳すべき旨、臺中代表駱清標氏は華僑と教育問題に就て夫々熱烈な意見を述べ滿場拍手裡に和氣瀟々たるうちにこの懇親會は閉會したのである。

最近公布の法令

總督官房審議室

各法令の全文は公報された日と同日附の府報に掲載されております

▽大正十二年府令第十八號(輸出入植物取締法ニ依り検査ヲ行フ場所) 中改正ノ件
(二月十一日府令第十八號)

▽昭和十年府令第三十二號戸口規則中改正ノ件
(二月十一日府令第十九號)

本令は本島人で姓名を内地人と同様にしたい者に對し其の希望をかなへる爲に、昭和十年府令第三十二號戸口規則を改正して其の手續規定を定めたものである。本島人が姓名を變更することは今度の改正に依つて始めて認められた譯ではなく方針としては既に戸口規則の制定された明治三十八年當時より認められて居たのである。然し其の實施に就ては時期を考慮し今日迄之の實行を見なかつた次第であるが、今では希望者で適當を認められる者には其の希望を容るべき時期に到達したと考へ茲に其の手續を規定して其の希望の實現を可能にしたのである。

尙本令は之と同時に戸籍の届出をせず或は戸籍の記載洩れ

等の爲無籍者と爲つた者に戸籍記載を請求する所謂就籍に關する手續も併せて規定してゐる。

▽土地工作物管理使用收用令施行規則
(二月十八日府令第二十號)

▽總動員試驗研究令施行規則
(二月二十二日府令第二十一號)

▽工場事業場使用收用令施行規則
(二月二十二日府令第二十二號)

▽海運統制令施行規則
(二月二十五日府令第二十三號)

海運統制令は國家總動員法第八條に基く船舶の製造、修繕及使用に關する命令並に同法第十九條に基く船舶の價格、水上の運送貨及船舶の貨賃料に關する命令を規定する。海運の統制に就ては事變勃發と同時に臨時船舶管理法の制定を見、船舶の輸出入を許可制度とし配船、運賃、造船順位、海員保護等に關し必要な命令を爲し得る規定を設けて海と運送の調整を畫つて來たのであるが、時局の進展と歐洲に於ける新情勢の勃發に伴ひ同法では海運統制の十分な効果を期し得なくなつたので其の足りない所を補ふ爲に今回海運統制令の制定を見るに至つたのである。

以下簡単に海運統制令及海運統制令施行規則の解説を試みよう。

(一) 造船許可制度

資材及資金の供給困難な情勢に鑑み、眞に有效な注文者及造船者に造船を認める爲に造船の製造又は外國に船舶の製造の注文を爲すものには臺灣總督の許可を要することとした。但し長さ五十米未満の船舶を製造する場合及國の注文に依り船舶を製造する場合は許可を要しない。(令二條、規則一條)

(二) 船舶の貸借命令と外國船舶許可制

重要物資輸送の圓滑を冀り又運航の合理化を期する爲に船舶を特定の運航業者に運送させる必要がある場合が生ずるのに鑑み、臺灣總督に船舶所有者又は運航業者に對し船舶の貸借及運航委託を命ずる権限を與へた本令は、船舶と當事者を示し契約をすることを命ずるもので命令は當事者双方に發せられて契約の内容は當事者の協議に一任せられる。協議調はず又は協議をすることが出来ないときは臺灣總督が裁定する。尙本令に依つて生じた通常の損害は補償されることになつてゐる。(令四條、十四條、規則七條)

(三) 外國船舶引合競争に依る料率の酌上を防止し外貨資金を有効に活用する爲に外國船舶は許可を要する。但し總噸數二十噸未満の船舶及日本人より再備船するときは許可を要しない。(令五條、規則十一條)

船舶の修繕と荷役に關する命令
船舶運航能率を増進する一策として修繕を促進する必要があるのに鑑み不急の修繕の範圍を制限し又は急を要する

船舶の修繕期間を短縮させる爲臺灣總督に必要な命令權を與へた。(令三條)

又船舶運航の圓滑運送を冀り其の合理化を期する爲には船舶荷役の圓滑を期する必要があるので臺灣總督に荷役に關する命令權を與へた。(令七條、規則十三條)

(四) 航海及運送の禁止及制限

臺灣總督は船舶、航路或は航行區域を指定して航海の禁止制限を爲し得る(令六條)これは主として戰爭危險を避ける爲に危險區域の航行、戰時禁制品の輸送禁止等を命ずる等の必要から規定されたものだが、戰爭危險に關係ない場合でも重要物資の輸送確保上、不急の航海を制限し不急品の輸送を制約する等の場合にも活用されるであらう。此の禁止、制限は告示してする。(規則十三條)

(五) 船價、備船料、運賃等の公定

船價、水上運賃、船舶貨賃料は他の價格と同様價格等統制令に依つて一様に昨年九月十八日現在でストップされたが海運關係の船價等の公定に就ては業者の組合の認可額を代行した制度を設けたこと(令九條)並びに價格等統制令で適用外とされた輸出入運賃も或種のものに付ては公定する條項を設けた(令十二條)ことが特異な點である。

(六) 荷主の報告其の他

令第十五條は本令の施行に關し必要な報告を徴し又臨檢検査する規定であるが、これに基き規則第二十六條及第二十七條に依り荷主に報告書提出の義務を課してゐる。

又令第十七條では臺灣總督の職權の一部を交通局長又は州知事局長に委任することを定めてあるが、これに基いて規則第二十九條に依り百噸未満の船舶の運賃等を交通局長に、湖川專用船の運賃等を州知事、廳長に委任する旨を定めてある。

尙令第十九條では總噸數二十噸未満の漁船の賣買價格及賃料は本統制令に依らず價格等統制令に依る旨を定めてある。

▽昭和十三年府令第百十號金使用規則中改正ノ件

(二月二十六日府令第二十四號)

金使用規則は消費部門に於て不急不費用途に向けられる金の消費を阻止することに依り金使用の適正を圖り以て金集中に資すると共に他方積極的生産部門に於ける産金奨励と相俟て海外現送用金資金の充實を企圖する産金法に基く委任命令である。

昭和十二年制定公布以來十三年第一次の改正があり、本令の運用は金地金の消費高を著しく削減して來たのであるが、昨秋歐洲動亂の勃發に依る海外物價の騰貴に伴ひ我國輸入力確保の爲に金の必要性は倍加し之の使用制限強化は益々緊要となつた。

今次の改正は主として金の流通制限を人的及物的の二側面より強化せんとする事にあり必要已むを得ない場合の外は直接間接に金資金特別會計へ流入する途以外の途を阻害せんと

するものである。

即ち人的には第四條及第五條に於て従前の第九條に於ける様に金地金の賣買業者のみに限らず總ゆる者の譲渡・譲受を制限することとし、物的には第十一條の準用規定に於て單に金地金のみでなく金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液又は金化合物の譲渡・譲受に迄適用を擴大したのである。斯うして金地金、金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液又は金化合物は何人と雖も、(一)政府、(二)賣買業者の中特に臺灣總督の指定を受けたる者、(三)臺灣總督の發行する使用許可證又は譲受許可證を有する者、(四)臺灣總督の許可を受けて發行する使用券を有する者以外の者には許可が無く譲渡することが出来ず、又以上列記の者以外の者は譲受することが出来ぬこととなつた。違反者は産金法第二十條に依り五千圓以下の罰金に處せられる。

尙外に従來金地金の販賣に關して價格、數量、取引方法を指定し得るとされた臺灣總督の權限を金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液又は金化合物の販賣に付ても擴張した點がある。

改正規則の内容を要約すれば左の如くである。

- 一 金製品製造許可制 (一條、二條)
- 二 修繕又は加工の爲の金使用許可制 (三條)
- 三 金地金、金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液又は金化合物の譲渡及譲受限定 (四條、五條、六條、十一條)
- 四 指定金賣買業者の帳簿備付及報告義務 (七條、八條)

五 醫療用地金使用者の租出帳簿備付及報告義務 (九條、十條)

六 金製品の種類、使用量及價格等指定權限 (十二條)

本令は三月十一日より施行される。

經過規定に於て三月二十五日迄第四條及第五條の規定に拘らず金地金、金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液又は金

化合物を自由に譲渡出來るのは唯金地金賣買業者の中店舗を設けて營業せる者に對して譲渡する場合であり、其の他の賣買業者所謂金買入を行商とする者又は營業者ではない一般の人々へ譲渡する場合は本令施行によつて直に改正規則の適用を受ける。

良書紹介

總督府圖書館

皇國二千六百年史

藤谷みさを 著

大阪毎日新聞社が、紀元二千六百年祝賀記念事業の一つとして、五千圓の懸賞で廣く天下に求めた國民的日本歴史の入選作で、著者は教職に在る篤學の女性、其れを校閲して遺漏なからしめたのは京大助教授の中村直勝氏である。

僅か二百餘頁の内に「肇國の宏遠」から「東洋の新秩序建設」に至るまで、我が日本國民が上皇室の御仁慈の下に、如何に向上と發展とを續けて来たかを、平易にして而も流暢な口語體で熟意を以て之を説き、一億國民の背景を明かにして、其の信念を固め、東洋の新秩序建設、永遠の平和確立に邁進せしめんとして居る、總振假名付であるから、廣い範圍の

人達が容易に讀み得る本と思はれる(四六判、二二〇頁、大阪毎日新聞社東京日々新聞社發行、定價六十五錢)

私達のからだ

林 謙 著

著者は一面探偵小説の大家木高太郎として誰にも知られて居る醫學博士、青少年を主とした家庭用の生理衛生學を、極めて平易に、而も讀んで行く間に自然科學の全體性が理解出来る様な希望を以て、問答體の形式により澤山の挿繪や圖表を加へ、其上「父兄のための註」まで付けて立派に纏め上げられて居る、青少年や中等學生許りでなく一般の成人にも是非讀んでほしいと思ふ良い本である。

内容の一般を左に。

生物と無生物、人間とはどんなものか、細胞とその性質、筋と神經、血液とその循環、消化と排泄、呼吸と體温皮膚と感覺、腦と脊髓、個人衛生と公衆衛生

(新日本少年少女文庫第八卷、ノート判、三〇六頁、新潮社發行、定價一圓五十錢)

資源と國の實

太田 正孝 著

物の世の中については、物をつくる産業と産業のもととなる資源がどうなつて居るかを知らねばならぬが、其の資源と産業とが結びついて出来る國の實を本書で平易に説明し、統制經濟、國家總動員法の精神を述べて居る、これも前項の本と同じく青少年から成人男女一般の讀物として適切な本である。(新日本少年少女文庫第五卷、ノート判、三〇六頁、新潮社發行、定價一圓五十錢)

内容の要目……物の世のなか、資源はどこに、人も貴い資源、何が不足してゐるか、産業の進みゆく途、物が手にはいるまで、不足はどうして補ふ、計畫を立て、一つ心に、

防諜とスパイ實話

北村 小松 編

戦時下の我々にとって「防諜」は重大な戦後戦の一つである、然し「防諜」といふ事は無暗に他人を疑つたり恐れたりすることでは無い、我々が知つて居る事

も國家の不利と思はれる事は「云はない」事だ、我々は何時でも聖戰遂行の一員であることを忘れずに、毅然として己れに克たねばならぬ。本書は先づ「防諜篇」に於て、スパイの正體、巧妙なスパイの魔手、國民は悉く防諜の戰士となれ、以上三章でスパイの姿を描いて防諜の覺悟を

説き、「實話篇」に入りて、ブラデラ將軍のスパイ戰術、國境に躍る北満お花、獨英間諜王一騎討物語、事變に散る間諜者、國際大動亂リンカーン、上海に咲く花「電影女王」等十篇の實話を載せて居る。斯の種の本の内面白く讀める良いもの、一つだと思はれる(四六判、三八一頁、講談社發行、定價一圓五十錢)



地方情報

部落振興會の表彰

〔臺中州臨時情報部〕 臺中州教化聯合會では紀元二千六百年記念事業として州下優良部落振興會の表彰を行ふ事となり、昨年四月より十二月迄の實績に基づき豫てより審査を進めつゝあつたが、更に嚴格なる審査項目を定め同會副會長、理事を委員として十二の優良部落を選定し一等百圓、二等七十圓、三等五十圓の資金に表彰状を二月十一日の紀元の佳節に表彰式を擧げ授與せられた。

臺中州國語の家の認定

臺中州では紀元の佳節に當り第五回國語の家を認定したが今回は一千二十七戸に上り初回よりの累計四千九百七戸となる計算である。市郡別左の如し、

- 臺中市一三一、彰化市三五八、大屯郡一、四四二、豐原郡二九四、東勢郡四七九、大甲郡四七九、彰化郡三五三、員林郡三三二、北斗郡二九五、南投郡三七四、新高郡一五二、能高郡一八一、竹山郡一四七、

銃後美談

北斗郡溪州警官派出所取締巡查小野好光氏は去る二月一日から同月三日迄實施された第二種防空訓練の際、防衛團の事務指導員として専ら警護班及び防火群の指導に従事中で

あつたが、二月一日午後十時郷里神奈川に在る實父永眠の通電があつたのを、同人は時恰も木訓練の重大なる痛感し電文の内容を嚴秘に附し、終始防衛事務指導に精勵努力したのであるが、右訓練終了後初めて一日の忌に服し通明の儀を了し、翌日より不斷の通り勤務に勵んで居る。叙上の行爲は實に警察官として又防衛従事員一般の範疇として推獎するに足るものである。

皇紀二千六百年

殖林週間實施

〔新竹州臨時情報部〕 當州に於ては例年紀元節を中心とする前後一週間を殖林週間と定め、造林思想の普及宣傳並實行運動に全力を傾注して來たが、本年は皇紀二千六百年を迎

へ此の意義ある紀元節を銘記せしめ益々林業報國の實を上ぐべく、左の通り各種行事を盛大に實施した。

- 一、苗圃木炭品評會褒賞授與式
二月八日苗栗小學校に於て開催出品點數苗圃三十二點、木炭六十七點に達する盛況で嚴重審査の結果優秀なる苗圃二〇點、木炭二九點に對し夫々褒賞を授與した。

二、林業振興座談會

時局下林業資源の重要性に鑑み、總督府、林業試験場共他州下官民五〇名參集、林業振興座談會を開催し貴重なる意見の開陳を求め、將來の林業指導獎勵に善處すると共に造林思想の鼓吹林業知識の昂揚に努めた。

三、林業宣傳活動寫真映寫

八日午後七時半から苗栗街公會堂に於て映寫會を開催一般民衆に對し林業に對する知識の普及徹底に努めた。

四、林業視察旅行

苗栗郡銅鑼庄に於ける齊藤漆店安南漆造林地の視察旅行を行つた參加者二七名。

五、皇紀二千六百年記念造林木配

付

二月十日新竹市に於て記念植樹用の苗木を實行者へ無償配布した。この苗木は州立林業試験場に於て苦心養成したもので品種三十八種、總數三萬本であつた。

六、皇紀二千六百年記念献木

二月十一日新竹神社に櫛二本を献木した。

七、皇紀二千六百年記念造林用種子無償配布

州下造林業者に對し約一千甲の造林用想樹並に、ワツトル樹種子を配布林業資源の確保に努めた。

静岡市火災への義捐金

〔花蓮港臨時情報部〕 廳下華僑新民公會では吾等華僑は事變以來仁道ある日本官憲の手厚き温情と一般國民の愛顧に依り一同が安居樂業の出來るを感謝しつゝあるが、適々新聞紙の報道に依り静岡市の大火災を知り罹災民の窮狀を眞に氣の毒に思ひ、花蓮港聯合新民公會總會に於て廳下一圓に互り義捐金を募集したが

記録

貯蓄報國強週調問

自三月六日至三月二十日

銃後の守
勤儉貯蓄



臺灣總督府

—本書の大きさは国定規格A5判—

郵 昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十五年二月二十一日発行 (毎月一日、十一日、廿一日) 十九號